「持続可能な生活圏」形成支援事業　実施要領

第１ 趣　旨

人口減少と高齢化が進行する多自然地域においては、小規模集落の増加や地域運営の担い手が枯渇するなど、集落単位での維持・活性化対策が困難となってきている。

このため、市町のコミュニティ施策をベースとし、持続可能な多自然地域づくりに向けた地域への総合的施策の展開が必要なことから、①集落対策、②広域的な地域運営体制の構築、③持続可能な生活圏形成等を総合的・戦略的に推進する市町の立ち上げを集中支援する。

「持続可能な生活圏」形成支援事業（以下、「事業」という。）の実施は、「兵庫県企画部補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第２　用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　１　多自然地域

市街地を除く豊かな自然環境に恵まれた地域とし、次の区域を除いた地域をいう。

（多自然地域に含まない区域）

・都市計画法に基づく「市街化区域」

・緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく

「まちの区域（第4 号区域）」、「歴史的なまちの区域（丹波地域第2 項区域）」、

「歴史と賑わいの区域（北但馬地域第2 項区域）」、「伝統的なまちの区域（西播磨地域第2 項区域）」及び「光都の区域（西播磨地域第2 項区域）」及び「歴史的景観区域（南但馬地域第2 項区域）の一部（国道沿いの3 区域）」

　２　集落

　　　自治会などの住民自治組織により住民コミュニティを形成する単位をいう。

　３　地域運営組織

　　　旧小学校区単位などの広域的な地域を単位とし、住民が主体となって、様々な分野の地域課題への対応や集落機能の補完に取り組む組織をいう。

　４　持続可能な生活圏形成

　　　住民の生活機能の維持・確保に向けた「守りの対策」、地域の魅力や資源を活用した仕事・雇用の創出や収入確保に向けた「攻めの対策」を両輪で総合的に推進していく取組をいう。

第３　事業実施主体

多自然地域を有する市町（尼崎市、芦屋市、伊丹市、播磨町を除く）

第４　対象地域

　　　地域運営組織（市町条例や要綱等の位置づけ有無は問わない）を設置する、又は設置予定の多自然地域を含む地域とする。ただし、多自然地域の集落の機能補完に取り組まない地域運営組織は対象外とする。

第５　事業内容

 １　対象事業

　　　持続可能な多自然地域づくりに向けて、必要となる集落対策から、広域的な地域運営体制の構築、持続可能な生活圏形成等の総合的・戦略的な取組

　　⑴　集落対策

　　　・集落住民の当事者意識を醸成するためのプログラム実施

　　　・集落進路の検討・活動支援（集落進路を話し合う場、農地等管理空間縮減対策等）

　　　・市町による集落セーフティーネット構築（定期点検、高齢者見守りシステム等）

　　⑵　広域的な地域運営体制の構築

　　　　様々な地域課題への対応、集落機能の補完、持続可能な生活圏形成に取り組む、住民主体の広域的な地域運営体制の構築に向けた取組（持続可能な生活圏形成計画の策定を含む）

　　⑶　持続可能な生活圏形成（機能毎に複数の地域に跨る取組も可）

　　　【守りの対策】（住民の生活機能の維持・確保）

　　　・生活機能の確保対策（生活支援協働体制の構築、生活支援サービス(移動･買い物等）)

・広域的な地域資源の保全管理対策（農地、山林、自然環境、伝統文化等）

・防災・減災対策（集落と地域運営組織との役割分担・取組強化等）

【攻めの対策】(仕事・雇用創出する投機的取組）

・広域的な営農体制づくり、６次産業化、地域ブランド化

・特定地域づくり事業協同組合による仕事創出、移住促進、地域商社事業

・テロワールビジネスの展開（ストーリー性を持たせた複合的なコンテンツ開発）

・再生可能エネルギーの活用

　　⑷　その他知事が認める対策等

２　対象外事業

・集落単位や地域運営組織による単発的・部分的な取組（計画策定や特産品開発のみの取組など）

・市町の役割であるコミュニティ施策や公共的な施策（自治会の負担軽減等の対策、地域運営組織の基本計画策定のみや経常的な運営支援、公共交通対策等）

３　対象経費

　　対象事業の実施に要する別表１の経費を対象とする。

第６　支援期間

　 本事業の支援期間は県の会計年度で３年度を限度とする。

第７　事業の認定

１　事業を実施しようとする市町長は、別に定める期日までに応募書（要領様式第１号）及び事業計画書（要綱別紙様式第１）を作成し、別に定める県の機関（以下、「県機関」という。）を経由して知事（企画部地域振興課）に提出する。

２　知事は、１により提出のあった事業計画について、審査のうえ、認定の可否を決定し、その結果を当該市町長へ通知する。

第８　事業の変更等

１　前条の規定により認定を受けた市町長は、認定を受けた事業計画について、次のいずれかに該当する場合は、変更認定申請書（要領様式第２号）及び変更事業計画書（要綱別紙様式第１）を作成し、県機関を経由して知事（企画部地域振興課）に提出する。

⑴　目的の達成に影響を与える変更をするとき

⑵　事業種別を追加、中止又は廃止するとき

⑶　その他重要な変更をするとき

２　前項の変更認定の手続きについては、前条の規定を準用する。

第９　補助

１　当該年度において、市町が事業の実施に要した額に２分の１を乗じて得た額を補助額とする。

ただし、市町以外の団体に負担を求める場合、その金額については市町の事業実施額に計上できないものとする。なお、地域運営組織等の団体が一部を負担する際、その財源が市町から交付された活動支援助成金である場合は、この限りではない。

２　１市町当りの３年間総額で5,000千円を上限として補助するものとする。

第10　補助金の交付手続き等（要綱）

　１　市町長は、令和７年度兵庫県企画部補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を、その指示する日までに県機関へ提出するものとする。

　２　県機関は、市町長から前項の申請があった場合には、事業計画書に基づいて当該補助の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められる場合は、その結果を補助金交付決定書により市町長に通知する。

３　第８の規定及び令和７年度兵庫県企画部補助金交付要綱に基づき、変更事業計画が認定された場合は、前２項の規定を準用し交付決定の変更手続きを行う。この場合、補助金交付申請書とあるのは補助金変更交付申請書と、補助金交付決定書とあるのは補助金変更交付決定書と読み替えるものとする。

　４　市町長は、２月末までに事業完了までの全体事業費を見込み、実施事業概要書（要領様式第３号）及び補助金概算払請求書を県機関へ提出しなければならない。県機関は、前項の交付決定額に基づき、市町長から提出される補助金概算払請求書により、３月末までに補助金を交付する。

なお、市町長から地域運営組織等の団体への間接補助についても、３月末までに補助金を交付しなければならない。また、委託業務や請負契約による直接執行の場合は、３月末までに履行確認及び検査が適と認められなければならない。

第11　実績報告等（要綱）

１　市町長は、事業を実施する年度の事業が完了したときは、実績報告書（要綱別紙様式２）を作成し、県機関に提出しなければならない。

２　実績報告書の県機関への提出期限は、事業完了の日から起算して３０日を経過した日、又は当該事業の完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

３　知事が指示したときは、別に定めるところにより、事業の実施状況を報告しなければならない。

第12　会計経理の適正化

事業実施主体は、次により会計経理を行うものとする。

１　事業の経理は、他の事業と区分すること。

２　事業に係る補助金の使用は、事業計画に沿った内容に基づいて行い、会計責任者は、支出内容が明確に確認できる書類（金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類等）を整備すること。

３　領収書等支払いを証明する書類の整備にあたっては、領収書一覧表（要綱別紙様式２別添２）を作成すること。

４　備品については、市町の規定に基づき、備品管理台帳を整備し、適切に管理すること。また、備品管理台帳の写しを実績報告書と併せて県機関に提出すること。

第13　専門家等からの指導・助言

１　県機関は、市町が効果的に事業活用できるよう、地域づくりや各分野の専門家から指導・助言等を行う体制について、別に定めるところにより設置する。

２　市町は、事業の活用について、前項により設置する専門家等のチームや県機関からの助言を受けることができる。

第14 推進指導等

県機関は、県内の事例等をとりまとめ情報共有を図るとともに、事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、市町への指導状況や事業に関連する管内事例等を収集し、知事（企画部地域振興課）へ報告する。

第15　その他

１　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　２　躍動する兵庫応援事業（県・市町連携枠）との相互流用は認められない。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（実施要領第５の３関係）

○対象経費例（ソフト事業）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 補助対象例 |
| 報償費等 | アドバイザー、専門家への謝礼や交通費　等 |
| 旅費 | 先進地視察、地域運営組織設立に係る手続きのための旅費　等 |
| 需用費 | 印刷費、消耗品購入費、燃料費、イベントや特産品開発に係る材料費（販売しない物）、広報費、会議用のお茶　等 |
| 役務費 | 申請書類代行手数料、郵送料、保険料、会場設営費　等 |
| 使用料 | 機材のレンタル料金、レンタカー代、高速料金、会場借上費　等 |
| 備品購入費 | 運営に必要な事務機器・什器類等（パソコン、プリンター、事務机、椅子、書棚等）、会計ソフト、法人印移動･買い物支援用車両、機械装置、工具器具類、防護柵 |
| 委託費 | イベント委託費、システム等の実証実験委託費　等 |
| 補助金 | 地域運営組織への補助（対象経費は実施要領第５の３に準じる） |
| その他 | その他知事が必要と認めるもの |

　○対象経費例（ハード事業）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 内　　容 |
| 既存施設の改修にかかる経費 | 請負工事費、資機材類購入費、重機類ﾚﾝﾀﾙ料、作業委託費、建物調査費、設計監理費、実施設計費、賃借料、備品購入費 |

○対象外経費例（ソフト事業・ハード事業）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 補助対象外例 |
| 報酬費 | 市町職員の給与、地域運営組織の役員報酬市町地域伴走支援体制整備事業の補助対象としている伴走支援者人件費 |
| 報償費等 | 実施主体メンバーや実施地域内住民による指導への謝礼 |
| 旅費 | 市町職員の旅費 |
| 需用費 | 地域運営組織の事務所の光熱水費販売目的で使用する原材料費（食材料、苗など）アルコール飲料の提供に要する経費　視察先や講師への手土産、食事にかかる経費 |
| 役務費 | 実施主体となる者や実施地域内住民への人件費（ただし、地域内の業者等、業として運営している者への支払いは対象） |
| 使用料 | 地域運営組織の事務所借上経費県・市町の助成事業を活用したバス借上代の自己負担分 |
| 備品購入費  | 運営に必要のない事務機器・什器類等（いずれもリース料も対象外） |
| その他 | 地域運営組織の基本的な運営にかかる経常経費施設、田畑などの維持管理に要する経費施設の新設にかかる経費その他デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）取扱通知で対象とならないとされている経費 |

（要領様式第１号）第７の１関係

（文書番号）

年　　月　　日

兵庫県知事　　　　　　様

○○○○市（町）長

○年度 「持続可能な生活圏」形成支援事業 応募書の提出について

 「持続可能な生活圏」形成支援事業実施要領第７の１の規定に基づき、下記のとおり、関係書類を添えて提出します。

記

１．事業内容　　　別添「事業計画書」のとおり

２．その他添付資料

　⑴　市町交付金交付要綱（各種団体等に対して補助金を交付する場合）

　⑵　その他参考資料

（担当者）

所属：

氏名：

電話番号：

メールアドレス：

（要領様式第２号）第８の１関係

（文書番号）

年　　月　　日

兵庫県知事　　　　　　様

○○○○市（町）長

○年度 「持続可能な生活圏」形成支援事業 変更認定申請書の提出について

 年　月　日付け　　第　　号で認定通知のあった標記事業について、「持続可能な生活圏」形成支援事業実施要領第８の１の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて提出します。

記

１．事業内容　　　別添「事業計画書（変更第　回）」のとおり

２．変更事業費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 年度（１年目） | 年度（２年目） | 年度（３年目） | 計 |
| 認　 定　 額 |  |  |  |  |
| 変更後申請額 |  |  |  |  |
| 差引増減額 |  |  |  |  |

３．変更理由

４．その他添付資料

新旧対照表

（担当者）

所属：

氏名：

電話番号：

メールアドレス：

（要領様式第３号）第10の４関係

実施事業概要書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 事業の実施内容（日程・場所・取組内容等） | 金額（円） | 経費明細（単価、数量等） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（別紙１（要領第７関係））

多自然地域づくりプロジェクト事業申請先県機関一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 市町 | 申請先県機関 |
| 神戸市 | 高砂市 | 企画部地域振興課 |
| 明石市 | 川西市 |
| 西宮市 | 三田市 |
| 加古川市 | 稲美町 |
| 宝塚市 | 猪名川町 |
| 西脇市 | 加西市 | 北播磨県民局県民躍動室地域振興課 |
| 三木市 | 加東市 |
| 小野市 | 多可町 |
| 姫路市 | 福崎町 | 中播磨県民センター県民躍動室総務防災課 |
| 市川町 | 神河町 |
| 相生市 | 太子町 | 西播磨県民局県民躍動室地域振興課 |
| 赤穂市 | 上郡町 |
| 宍粟市 | 佐用町 |
| たつの市 |  |
| 豊岡市 | 香美町 | 但馬県民局県民躍動室地域振興課 |
| 養父市 | 新温泉町 |
| 朝来市 |  |
| 丹波篠山市 | 丹波市 | 丹波県民局県民躍動室地域共創課 |
| 洲本市 | 淡路市 | 淡路県民局県民躍動室交流渦潮課 |
| 南あわじ市 |  |
| ※尼崎市、芦屋市、伊丹市、播磨町はプロジェクト対象外 |